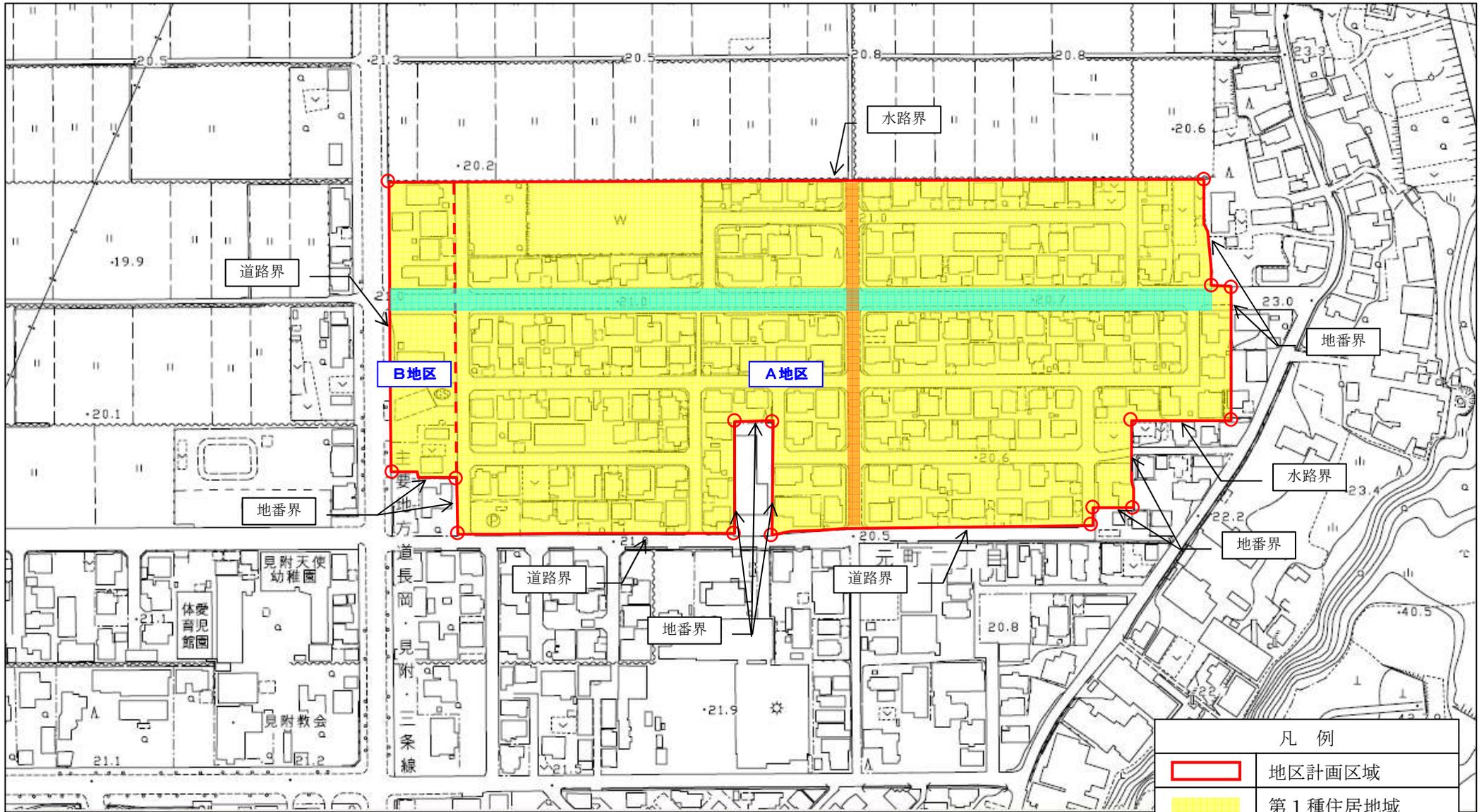


【元町地区地区計画】

名 称		元町地区地区計画	
位 置		見附市元町1丁目及び元町2丁目の各一部	
面 積		約6.4ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当該地区は県道長岡見附三条線に接しており、本路線が都市計画道路として整備が予定されていることから、将来、交通の利便性に富むこととなる。また、小中学校、市民病院、運動公園等の公共施設が至近に位置しており、住宅地として恵まれた条件を備えている。</p> <p>当該地区は今後、民間開発により整備されることとなるが、本計画の策定により無秩序な市街地形成を防止し、良好な住環境の形成を目指すものである。</p>	
	土地利用の方針	<p>既存の住宅地と調和のとれた、良好な低層住宅地としての土地利用を基本とするが、県道沿線については生活利便施設、事務所等の立地を主とした地区として位置付けることにより利便性の向上及び土地利用区分の明確化を図る。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>地区施設として区画道路（幅員9m、12m）を適正に配置する。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>良好な住環境の形成及び保全を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>区画道路 幅員 9m 総延長 約160m 幅員 12m 総延長 約400m</p>	
	建築物等の制限に関する事項	建築物の用途の制限	<p>A地区：建築基準法別表第二（に）項に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>B地区：建築基準法別表第二（ほ）に掲げる建築物及び次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ボーリング場、スケート場又は水泳場 2. 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものは除く）
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>A地区：180㎡ B地区：230㎡</p>
		建築物の高さの最高限度	<p>A地区：建築物の高さの最高限度は、地盤面から12.5mとする。</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から1m以上離さなければならない。</p> <p>ただし自動車車庫（物置含む）で軒の高さが2.3m以下のものはこの限りではない。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさくの構造は次の各号の一に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生垣 2. 道路面からの高さが1.5m以下のフェンス等透視可能なものとし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で道路面からの高さが80cm以下のもの、あるいは門柱にあつてはこの限りではない。

元町地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域
	第1種住居地域
	地区境界線
	幅員12m道路
	幅員9m道路